

第2回世羅町議会定例会会議録

令和3年6月14日

第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第2回世羅町議会定例会 (第4号)

令和3年6月14日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

第1 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

第2 ”令和2年

陳情第14号”黒川自治センター移転新築要望書

第3 陳情第2号 町道本地広岡山線道路維持修繕工事の延伸について(要望)

第4 総務文教常任委員会報告

第5 産業建設常任委員会報告

第6 議会改革調査特別委員会調査中間報告

第7 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

1. 議事日程

令和3年 第2回世羅町議会定例会 (第4号の1)

令和3年6月14日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

追加日程第1 発議第1号 デジタル化推進調査特別委員会設置について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	高橋公時	2番	上羽場幸男
3番	上本剛	4番	矢山武
5番	向谷伸二	6番	田原賢司
7番	藤井照憲	8番	松尾陽子
9番	徳光義昭	10番	久保正道
11番	山田睦浩	12番	米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	石ヶ坪洋史	総務課長	広山幸治
財政課長	矢崎克生	企画課長	道添毅
税務課長	藤井博美	町民課長	山口徹
子育て支援課長	和泉秀宣	健康保険課長	宮崎満香
福祉課長	釣井勇壮	産業振興課長	大原幸浩
商工観光課長	前川弘樹	建設課長	福本宏道
上下水道課長	升行真路	せらにし支所長	山崎誠
教育長	松浦ゆう子	学校教育課長	脇田啓治
社会教育課長	荻田静香		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	追林威宏
囑託書記	貞光有子		

【6月14日 議案審議 4日目】

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） おはようございます。追加議案1ページをお開きください。

議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

令和3年6月14日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

公用車の事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したいので町議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開きください。

1 和解の相手方

自動車の所有者

住 所 広島市

氏 名 広島市内 法人

2 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年3月30日午後1時15分頃でございます。

(2) 事故の発生場所

世羅町大字寺町 ナフコ世羅店入口付近 国道432号でございます。

(3) 事故の状況

ナフコ世羅店に入るためにウインカーを出して停車中であった相手方車両に、公用車が後方から衝突したものでございます。

3 損害賠償の額 金1,176,950円 でございます。

提案説明については以上でございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この公用車のほうの話なんですけれど、全損というふうにとつとるわけなんですけれど、実際に現場検証した際、ブレーキ痕は何mあって時速何kmで走行していたもののでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。公用車の事故に関しまして、もちろん保険の関係でですね、手続きをさせていただいたところでございます。事故の査定等の対応窓口のほうに状況等報告したものの中ではですね、先ほどご質問いただきましたブレーキ痕、それからスピード等につきましてはですね、報告書の中に記載がなく、ちょっと把握ができておりません。申し訳ございません。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 要は、直線の見通しのいい道路でですね、前方に車が止

まっとなる。そこへ追突しとるわけですから、普通考えられないんですよ。障害物があれば避けて通るのが普通なんです。そこへ追突したというのはあまりにも漫然過ぎると、このように考えます。したがって先ほどのブレーキ痕という質問、質問いうか、質疑をいたしましたけれど、このあたりでどれだけ気を付けて運転していたかと、こういったものがはっきり読み取れるわけです。現場検証というのはそのために行うわけでございます。詳細なデータがないようでございますけれど、こういったものを未然に防ぐと。あまりにも簡単に処理するというのはいかがなものかと考えます。今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） お答えいたします。今回の事故発生につきましてはたいへん多くの方々にご迷惑をおかけしたところでございます。藤井議員ご質問の事故発生、今後の対策についてでございますが、当課、上下水道課におきましては、やはり公用車による浄水場等への点検業務等が多数ございます。そういった点でかなり公用車を利用する頻度が高いこともございますので、今回のこの事故について改めてですね、職員のほうに行き先の確認であったり、こういった業務に取り組むという内容をしっかりと把握をした上で送り出していくというような形、それとやはりその業務を行う上での環境整備という面でもやはりですね、こういった今回の事故が起こらないような形でしっかりと課員を含め、私も含めてでございますが、課員を含めこの交通事故再発防止に向けてしっかりと周知、取り組みを進めてまいりたいと思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 総務課より全体の職員に対する点についてご説明させていただきます。今回3月30日事故が発生し、本日お諮りしておるわけでございますが、幸い人身事故とはならず、物損による事故という形になってございます。多額の賠償額も発生したということでたいへん大きく受け止めております。

まだ現在の時点では該当の課、該当の職員等について、で対応しておるとこ

ろでございますが、今回お話しし、和解が整った後にはですね、このことを大きく重く受け止めております事を職員全体で安全運転に生きるように活かしていきたいというふうに考えてございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 職員にしっかりですね、安全運転の教育、啓発を行うと。これは当然のことなんですけれど、要は、公用車の運転そのものがですね、漫然と行われているという。たとえば使用日誌を書くときに点検項目あると思うんです。エンジン回りとか、足回りとか、それらが良かったらそこはチェックを入れるとか、マルをするとか。こういった使用点検がもうこの時点でもう形骸化して、なおざりになっていると。開いたら即、くるくとマルをするとか、チェックを無意識にしてしまうと。運行日誌にしても、課長の机の上に置いといたらそのまま出て行く。黒板にはどこどこへ行ったと書いてある。こういった体制をですね、続けておったらですね、事故っていうのはやっぱり減らないと。決して皆さんが事故をしよう思うて運転してるわけでは決してないんで、しかしそこにちょっとした油断が生じて事故につながっていると。こういったことが伺えると思うんです。そうするとポイント、ポイント、機会、機会を捉えて注意、または指導の喚起、こういったものが必要と思うんです。その辺の取り組みをですね、しっかりしてもらいたいと思う。安全運転教育はもう皆さんの頭の中へ嫌と言うほどこびりついとるんです。事故したら大変だと言うのが。それよりもむしろ、日常の細かいところで安全運転を指導すると。こちらが重要ではないかと考えます。しっかりとした取り組みお願いいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 藤井議員からのご質疑、またご指摘にお答えをさせていただきます。先ほど来、提案内容へも申し述べましたように、原因につながる要因はありましたとしても、この事故の発生と、そしてこの損害賠償の額の確定、和解につきましては、この事象につきましては、申し開きのしようがないと受け止めておるところでございます。

通常の交通安全、事故防止への範囲に加えまして、一層の事故抑制防止に努めることは当然のことです。交通事故の発生を未然に防ぐことは先ほどご指摘いただきましたように当然のことです。公用車の使用するにあたりまして、使用前にはやはりその心持ちを持つ。そして使用後についてはその公用車の状態にかかわらず、また自分の運転がどうであったか、現場の交通経路がどうであったかという振り返りをしながらその終了報告をしていくということが必要だと思ってございます。

事故発生する、発生した場合におきましても、その事故規模は極めて小さいものにすることが当然でございます。今回の事例を受け止めまして、機を得た研修と平時の安全意識の向上によりまして、またその励行を図ることで、交通事故の未然防止により一層努めてまいりたいと存じます。このたびの件につきましては誠に申し訳ないことと大きく受け止めております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。動くもの同士が接触するというのは気をつけていても起きる場合があるんですが、止まっておる車に当たるということになると、事故の状況についてお尋ねしたいと思うんですが、事故が発生する前、どの位置で運転者が前の車を確認をしたかということが重要ではないかと思うんですが。

そういう点では確認してないからブレーキを掛けずに止まっている車にいったんかもしれませんが、普通十分に前を注視するかどうかは別にしても、その点では一定の回避行動が取れる状況であればですね、事故を防ぐということは可能ではないかというように思うんです。そうした点はどのように認識をされておるのか。

特に運転者が事故、どの位置で前の車が止まっておるということを確認をしておるのか。前方不注意といってもいろんなケースがあるわけですが、前回ですかね、100、0の例が、10、0ですか、多いように見受けられますね。交差点へ出る場合だったかと思いますが、これらも普通の安全運転意識があれば、隣から来ておる車が確認されないというようなことは、常識的にはないん

です。私も何回か事故をしましたが、やはり瞬間のことなんで気をつけておっても、私の場合なんかも停車しておっても、相手が2人、こっちは1人というようなことで、動きよったというような格好で何ぼだったかな、双方に責任があるということになりましたが。私は右側ですか、右側走ってきて停車しとったんですね。それへバーンと。当たっておる位置から見ても、全然問題じゃないかと言っても向こうが2人で通らんかったと思われませんが、やはりそういう点ではですね、事故が気をつけておっても起きるわけですが、きちんとした検証はされないと、ブレーキ痕云々というようなこともね、大事ですし、運転者がどういう認識で事故に対して、事故についてね、認識をしとるかというようなことはね、私は非常に重要な点だというように思います。そうした点と、財源について、120万近くいるわけですが、ほとんどが保険で対応されるかもしれませんが、その点はどのようなになっているか、お尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。事故の状況につきましてどの位置で相手を確認していたかのかということですが、こちらもですね、査定のほうの報告書に基づきまして、中身のほう、そこらの具体的なところまで報告がございません。この事故の状況、相手方の左後部のほうへ衝突をしているということから、想定しますと、おおよそほんとに直前で相手方に気づき、ハンドルを切ったものの、衝突が距離が間に合わず衝突をしてしまったというふうに推測はされるところでございます。

それから財源についてでございますが、こちらにつきましてははすべて保険のほうで対応いたしますので、町からの持ち出しというものはございません。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 課長としてもう少し事故の内容を把握をして、そりゃ、止まっとる車に当たるとるわけですから、悪いというのはわかりますがね、運転者の注意義務というか、そういうことをきちんと把握をされて、そりゃ一定の処分等されればそれで終わりというようなもんじゃないわけなんでね、把握をされてなければしょうがないんですが、早期にきちんと全体の把握をしたう

えでね、課長としてもそれなりの非常に問題であるのか、やむを得ないというか、止まっとる車に当たるとるわけですからそういうことはないんですが、そういうことの判断がね、ある程度されんといけんと思うんですが、そこはどうですか。

○上下水道課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（升行真路） お答えいたします。矢山議員ご指摘いただきますように、確かにですね、職員、関係課、当課の職員が起こしました事故についてはきちっと検証して、今後の次の発生防止につなげることに つなげていかなければならないというふうに考えております。今回につきましては、先ほど財政課長のほうからございましたが、どういった点でいつ何時前方の車輛に気が付いたかということについては把握まではできておりませんが、再発防止に向けまして今後、どういった点でこういった事故が防げるのか。また先ほど7番議員のほうからもご指摘いただきましたように、公用車、事務所から鍵を持って出る際から緊張感を持ってその業務に当たるといような形、そういったところもですね、徹底をしながら、再発防止に向けて努めてまいります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） この事故の件につきましては、先般新聞報道等もありまして、多数の住民の方から私もお連絡をいただいたところでございます。全員協議会においてもさまざまに執行者のほうからご説明を受けたところでありますけれども、1点確認したいことがございます。事故は前方不注意による事故ということで先ほど来、他の議員さんからも運転に関する今後の構え方というものもしっかり注意してやっていきたいと思っております。

この損害賠償の金額、117万円、これは相手方でございます。保険等で処理されるということで聞いております。今度は反対に公用車のほうでございます。これを全員協議会の説明であれば、5年間で約7万キロ走行しておるといふ説明を受けております。全損に近いものだというご説明も受けたんですが、これ民間レベルでいきますと、5年間で7万キロ、十分まだ走れる車でございます。

ます。そうした場合に修理をしたら約 60 万程度いると。しかしながら公用車をどうされるのかと伺ったところ、新車にされると。こういうふうに答弁があったと思います。新車にされる場合、100 万から 150 万またかかるんじゃないかと。こんなことは民間では許されませんよとお尋ねしましたら、70 万程度で、町の入札等、さまざまなこういったものに関しては、比較的軽、バンであっても安く購入できるというような答弁をいただいたところでございます。こういったところがたとえば 70 万円台で購入できるというようなことを副町長から答弁いただいておりますけれども、それであればやはり 60 万かけて修理するよりは、10 万円足して新車購入して、今後の維持のために必要だと思っておりますけれども、再度この金額等まちがないのか、お尋ねいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは高橋議員からのご質疑にお答えさせていただきます。事故の相手方への損害の賠償につきましては縷々説明をさせていただいたとおりでございますが、やはり事故でこのたびは停止中の車輛へ衝突という形でございます。公用車の損傷も出ておるということで、その部分の扱いについてご質疑をいただいたところでございます。

ご指摘いただきますように、先般の全員協議会での説明も触れておりますけれども、この事故の私のほうの公用車の損傷具合でございますが、この保険の査定士に判断を委ねておるところでございます。その中では、この車輛につきましては全損という判断をいただいたところでございます。全損につきましてはその年式、また程度によりまして車輛のランクといえますか、グレードにもよりますけれども、補償額が算定をされ、その自損の補償額が填補されるという形になってまいります。

そのうえで現在、1 台の車輛が走行不能になっておることから、次の車輛はどうするのかというご質疑の中で、いわゆる全損車輛でありますので、新しいものを調達するというひとつの方針といえますか、考え方をご提示させていただいたところでございます。その中で修理を行いますと、これ、概算見積もり、参考値でございますけれども 60 万円余という形で示されたものでございます。ただしこれは事故の形態が相手方、停止中の車輛の左後部と、当方

の車輛の右前部が、角と角がぶつかったという形になってございまして、外装、また足回りの概算見積もりはいただいたところでございますけれども、そのフレーム、自動車の自動車のシャーシまでの影響というのは測定に至っていないところでもございます。

今後の使用を図っていくうえでこの5年間を経過した車で7万キロ走行しておりますが、概算見積もり以上の金額が必要になるということは予想に高いところでもございます。したがって現在私ども町が調達しておる車輛の状況は、これは軽の貨物、廉価版ですね、非常にグレードを抑えて、移動を、また現場の運搬を行うということのみに特化した形で70万円程度の調達の状況でございます。今後の修繕にあたりまして、まだ未知の修繕費が必要になるという予見があること。またこれから修繕をしましても乗り続けることのとあと残っている年数を勘案いたしまして、填補される自損の補償費に新たな調達費を支弁することで、今後10年、あるいは10万キロ以上の使用に耐えうる形で調達を検討してまいりたいと、そのように思っております。

いずれにしましても、この車輛が損傷を受けたということは損失を出しておるといってございまして。新しい調達、次の調達といえますか、手当は別といたしましても今回この場におきまして、現在におきましてはこの事故の発生にきちんと対処をして、これからの再発防止、この損害賠償和解に向けてまずは業務を進めさせていただきたいというふうに考えております。重ねてではございますけれども、このたびのこの事故に際しましては申し訳ない部分でございまして、今後の取り組みにつきましても一層の重点化を図ってまいりたいと思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 今回の事故が起きたというのは非常に残念であります。年間1件ないし2件発生している、町の職員が絡んだ事故があります。それで死亡事故、人身事故が今回なかったから不幸中の幸いということになりますが、世羅警察署管内では、死亡事故0の日が続いております。それでもし、

町の職員あるいは委託先の職員が絡んで死亡がされた場合には非常に皆さんが心痛む状況になるわけです。それで世羅町の安全運転管理者は総務課長だろうと思いますが、この方だけが安全運転管理者ではないと。皆さんそれぞれ課長が安全運転管理者だという認識、意識を持って総務課長は総括の安全運転管理者という認識を持っていただきたい。対岸の火事だというふうに今回も捉えていたんでは、また事故が発生する可能性があるわけです。だからそれぞれの職場で今日、出席されている答弁の方が安全運転管理者だと、それから職員は安全運転義務者だという意識を持って取り組んでいただきたいと思うのですが、そういった安全指導、安全教育、意識、そういったものの取り組む考えはいかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） ご説明いたします。議員ご指摘いただきますとおり、安全管理者としてのきちんと責任を全うするように心がけているわけでございます。私一人だけではというご指摘でございます。この点につきましては先だっても課長会議等、管理職が揃う場です、この安全運転について触れたところでもございます。各職場においては今回のお諮りしている件につきましては、現場を持つ課でございます。それ以外にも事務で動く課もございます。複数の職員で行動する場合もあれば、現場に単独で向かうといったような、さまざまな状況があるわけでございます。その自分の課ごとに起こりやすい事故の要因であったり、異なってくるかとも思います。各職場ごとに声を掛けることで、職員それぞれに対する安全意識も高まってくるものと思います。今回のことを機にですね、改めて私を含め、各職場ごとでの注意意識の高まりといったところに力を入れていく必要があると考えてございます。

交通安全意識でございますけれども、世羅町今、1300日を超えて死亡事故0が続いております。こういった中、職員といたしましても、高い安全意識が必要というふうに考えてございますので、今後とも職員への啓発のほうに力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 46 号 損害賠償の額の決定及び和解については 原案のとおり可決されました。

ここで調整のため、暫時休憩いたします。

暫時休憩 9 時 3 0 分

(全員協議会)

再開 1 0 時 4 5 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程第 1 発議第 1 号 デジタル化推進調査特別委員会設置について
を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場幸男議員。

○2 番（上羽場幸男） （発議第 1 号 デジタル化推進調査特別委員会設置について）

発議第 1 号

デジタル化推進調査特別委員会設置について

標記議案をつぎのとおり地方自治法第 109 条及び世羅町議会委員会条例第 5 条の規定により提出する。

令和3年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	上羽場幸男
賛成者	同 上	高橋 公時
賛成者	同 上	上本 剛
賛成者	同 上	向谷 伸二
賛成者	同 上	田原 賢司
賛成者	同 上	藤井 照憲
賛成者	同 上	松尾 陽子
賛成者	同 上	山田 睦浩

(提案理由)

令和3年度末に町内の情報通信基盤が整備されることに伴い、行政手続きのオンライン化をはじめとした住民サービスの利便性向上が見込まれる。また、既存業務の効率化、効果的な行財政運営、行政サービスの向上につなげていく必要がある。加速するデジタル化を的確に捉え、本町でのデジタル社会の構築に向けた取り組みを着実に進めていくために、議会としての十分な調査・研究を行う必要性から、デジタル化推進調査特別委員会を設置するものである。

デジタル化推進調査特別委員会設置について

- 1 本議会に8人の委員をもって構成するデジタル化推進調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。
- 2 議会は特別委員会に対し、次の事項の調査を付託する。
 - (1) 議会並びに町行政のデジタル化に関すること
 - (2) その他議会が必要と認めること
- 3 特別委員会は、議会閉会中も調査を行うことができるものとし、議会において調査終了を議決するまで継続する。

以上でございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、発議第1号 デジタル化推進調査特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました デジタル化推進調査特別委員会 の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、

1番 高橋公時議員 2番 上羽場幸男議員 3番 上本 剛議員

5番 向谷伸二議員 6番 田原賢司議員 7番 藤井照憲議員

8番 松尾陽子議員 11番 山田睦浩議員

これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方々をデジタル化推進調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお本日、委員会条例第9条第1項の規定により、デジタル化推進調査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

日程第2 令和2年 陳情第14号 「黒川自治センター移転新築要望書」

を議題といたします。

本件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員会審査報告については、お手元に配布のとおりです。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 付託を受けました陳情について報告いたします。

令和3年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

総務文教常任委員会審査報告

3月2日の本会議において本委員会に付託され継続審査となっている令和2年陳情第14号は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年5月19日（水） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、
山田睦浩 （米重議長）
- 4 審査事項と結果

（1）令和2年陳情第14号 黒川自治センター移転新築要望書

陳情提出者 世羅町大字黒川 10282-1

黒川自治会 会長 畠黒 英憲

陳情の趣旨 自治センター本館は耐震性がなく、広島県の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（ハザードマップ）に指定されて危険である。また、県道下の別館と自治センターの出入口は県道のカーブ内にあり危険なうえ、県道を挟み不便を感じており、早期に移転新築してほしいという要望であります。

審査の経過 令和3年第1回定例会中の審査の際に、町への要望に対して執行部の考え方を確認いたしました。その際に町執行部からは、「現自治センターの中でどういった解決ができるのか。費用対効果の面、黒川地区内にある公共施設の有効活用等を考え、どのように解決を図ることができるかを考えていきたい。しっかり地域の方々の意見を伺う中で方向の明確化を図る」という説明があったところであります。

今回、黒川自治センター別館（平成4年建築・鉄筋コンクリート造平屋建）及び体育館並びに県道への出入口の状況確認を行った。

合わせて令和2年第4回定例会の現地確認（黒川自治センター〔昭和55年建築・木造平屋建〕の建物及び駐車場）の結果を受けて審査を行ったところであります。

委員の議論 委員の議論においては、委員からは、「人が集う場所として非常に危険であるという認識は以前から持ち合わせており、場所の移転というのには反対ではないが、今後の公共施設のあり方としては、床面積ができるだけ増えない方式での施設のあり方を十分検討いただきたい。」

「高齢者の方が集うことが多い中で、今の状況はとても危険である。場所の移転についても検討する必要がある。」

「コンパクトな建物が第一条件になるのではないかと考える。しっかりと地域の中でも協議し、皆さんが納得した形で移転すべきである。」

「別館に入るところが鋭角のようになっているので、危険であり、下の別館で調理されたものを上の自治センター（本館）へ車に積んで運んでいる。食事後、持って降りて片付けるという状況で、移転については地元の中でいろいろ協議いただきたい。」

「具体的な方向が出てくるまでには一定の時間が必要なのではないかと思う。この要望書にあるように、現在の施設について不便を感じられている中で、移転新築を考えるべきである。」などの意見

が出されたところであります。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したところであります。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 委員長報告のとおり、委員の議論の中でさまざまにある中では、新築という考えの議論ではなくて、地区内にある公共施設への移動というような議論がなされてきたように書いておられると思います。そしてまた、町の考えといいますか、審査の経過の中をみましても、これまで町は黒川地区にある公共施設の有効活用を考え解決を図ることができるかを考えていきたいということも踏まえている中で、新築移転に全員賛成となったという経緯というのはどういったところがあったのかお教え願います。

○議長（米重典子） 委員長、発言のときは挙手をお願いします。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） それぞれの審議の経緯をこの3月あるいは現場へ行きました12月ですか。そこらの意見を経過として述べておりますし、またそれぞれの委員の思いを発言のなかから紙面が限られておるということで、全部を載せているということでもありませんが、一定の委員の中からの意見を載せているわけでありまして、基本的には陳情者の強い思いを委員の皆さんが了解をされたという中で、こういう結果になったということで、少しずつ意見は違う面はあったかと思いますが、基本的には陳情者の真意に沿って、地元と十分に協議をして方向性を出すべきだという結論であるというように思います。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） また議論のなかで委員長、こうも申されておりますが、移転については地元のなかでご協議いただきたいということで、書いておりますけども、まだ地域内では全体での協議というのが途中という経過という捉え

方でよろしいのでしょうか。まだしっかり協議がされていないということでもよろしいのでしょうか。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） やっぱり早く移転新築をしてほしいという願いは強くあるんじゃないかというように思います。そういう中で地元と執行部との協議の中でよりよい方向を見出していくということではないかというように思います。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

これより討論を行います。

令和2年 陳情第14号 「黒川自治センター移転新築要望書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論あり」の声あり〕

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 委員長報告は「採択すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 黒川自治センター移転新築要望書に対する反対の討論をいたします。

私は総務文教常任委員会のメンバーではございませんが、当委員会の現地調査に委員外委員として2度の現地調査へ同行しました。改めて黒川自治センターの現状に触れ、ご要望の内容を確認いたしました。要望内容にもありますように自治センターへの出入り箇所が、県道カーブの両端に位置しており、非常に見通しが悪く高齢ドライバーにとって、出入りの際にはしっかりと確認をしなければ重大な事故につながる危険性を感じております。

また、本館と別館が県道を挟み離れているため、相互の施設を利用する場合、要望の内容のとおり不便を感じながら活動していると考えられます。

これまで町は、13自治センターの整備に向けて順次改修や整備をしてきており、町の計画では中央地区を除く11の自治センターへの一定の整備を終え、残すところ黒川自治センターの移転新築で、町の示す自治センターの整備に関し一段落終える事となります。

これまで町は、黒川地区振興協議会との話し合いのうえ、黒川自治センターの改修に向けた取り組みを鋭意進めてきたと伺っております。自治センター内の冷暖房の改修や、本館調理場の段差をなくしフローリングへの改修、また事務所の拡張、倉庫の増設、また別館にある和室の改修、トイレの改修など設計費用を含め4000万円を要している現状でございます。

これは旧小学校跡、黒川小学校だと思えます。ここを解体して今、駐車場、この間委員の皆様が行っていただきました駐車場、このようにしておりますので、解体等含めればプラス2、3000万かかっているのではないかと、合計7000万近いものが現在要されております。

1年前より、地縁団体「黒川自治会」に移行され、更なる自治の取り組みに向け活動され、振興協議会のメンバーも一新されたと聞いております。

旧世羅西地区においては津名自治センターの新築移転、小国自治センターの増設による新築移転、今後予定される山福田自治センターも新築移転と全て新築による移転でございます。もちろん黒川地区も3地区同様に新築移転を希望されるお考えは理解できなくもありません。

一方、旧甲山地区においては、宇津戸・伊尾・東地区はいずれも新築移転ではなく、地区内にある公共施設、いわゆる学校を改修し、自治センターとしてご利用をいただいております。また昨年、甲山自治センターも新築移転のご要望もありましたが、地域住民のご協力のもと地区内にある公共施設、甲山保健センター、こちらを改修してここも改築移転したところでございます。そして中央地区は、旧中央公民館をそのまま自治センターとして、現在もご利用をいただいていると伺っております。旧甲山地区はすべて改築移転及びまだそのままご利用いただいている現状でございます。今回のご要望は、あくまで黒川自治センターの新築による移転要望でございます。不便や不安を感じる点や多くの費用を必要とすることなど、再度町としっかりと協議をし解決していく必要があると考えます。

これが地区内にある公共施設の改築になるか、また現在ご利用いただいている自治センターの更なる改築となるかは、今後協議していく必要があると思います。町が取り組むべき公共施設等総合管理計画との整合性はどうか。町内の自治センターの将来設計をしっかりと議論しなければなりません。そのためには黒川自治センターの新築移転を地域内で先ほども委員長報告ありましたが、地域内でしっかりと議論を深めていただくことが大切であるのではないかと考えます。したがって、新築移転要望に関しては反対の討論といたします。

あっ、最後にひと言、先日の一般質問にて奥田町長は、私に対し「予算は議員の皆様も認めている」このように申されました。いわば我々議員のこの判断で奥田町長に対し新築移転のお墨付きを与える意思となります。議員各々の賛否は「議会だより」により町の全戸に配布されます。町の将来を考え、賢明なご判断を再度お願いし、反対の討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

▼【藤井議員：「反対討論をいたします」】

○7番（藤井照憲） 先ほど同僚議員も反対の意見を述べられたところでございます。黒川自治センター新築移転要望にあたり反対の討論でございますが、私も総務文教常任委員会の現地調査に2度立会いたしました。ご要望にありますように、施設が県道を挟んでおりまして、施設間の利用にはたいへんな不便をおかけしていると。また県道への出入口も非常に見通しが悪く、これらも高齢者の方にとっては非常に難儀な点ではないかと、このように感じたところでございます。しかしこの施設の不便さというのは確かにわかりました。当該施設の冷暖房の改修、本館調理場のフローリングへの改修、また事務所の拡張など施設の改善に約4000万円近い税金をかけ地域の要望に応じておられます。これらの要望はこれらの施設を地域で使い、地域で守る意思に対して町が理解し要望に沿った改善を図られたものと考えております。

一方ではこの問題が起こってから私のところにたびたび相談がございました。はじめのうちは議員の皆さんでしっかり議論してもらいたいと。このようなものでございました。しかし最近では地域を二分して、移転新築が必要とする人、今のところで十分だという人もたくさんおられると。このようなものでございます。地域のコミュニティ施設の建設が地域の分断を生んだのでは何の意味もなさないと思います。先ほどの委員長報告にもございました。委員の意見でございますが、地域の中でしっかり協議して、皆さんが納得した形で移転すべきであると。このような意見を述べられております。最近ではコロナ禍、コロナ感染症拡大防止のため、住民の集会が思うように開けず、意見集約もできない現状が浮かんでおります。やむにやまれずご相談されたものと思います。このことを考えますと、いったん新築移転は地域にお返しして、地域の住民の皆さんで考えていただき、総意を図った段階で再度必要とされたときに改めてご要望を議会のほうにいただき、地域コミュニティの維持に必要な施設として認めることができれば、諸手を挙げて私も賛成したいと、このように考えております。今後、人口減少は避けて通ることができません。高齢化も一段と進みます。地域のコミュニティの維持は世羅町全体の喫緊の課題でもあります。均衡ある地域の発展、これこそが地域バランスのとれた町の活性化につながるものと考えます。今の分裂した状態で移転新築のご要望はまずは地域にお返しして、地域のためになる、このことが地域のためになるものと私は考えております。したがって、採択にあたりましては反対の討論とさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。賛成討論でよろしいでしょうか。

▼【矢山議員：「はい」】

○4番（矢山 武） 先ほど私の報告が不十分な点もあったかもしれませんが、2人の方の反対意見が出され、私は賛成討論をしたいと思っております。

これまで危険地域の中でいろんなことを考えながら活動されてきて、ただいまの中ではなんか意見が2分をしておるといような討論でありましたが、地域の多くの皆さんが安全な所で地域の活動がしたいという率直な思いは強いも

のがあるのではないかというように思いますし、また財源問題も繰り返し言われてきておりますが、私は最低限の施設の整備はすぐ今の用地を取得したり、そのなんかで建設に取り掛かるといのはむずかしいとしてもですね、いくら金をかけているのだから云々というのは2人の反対討論の中でも言われましたが、いろんな状況の中で十分経過を把握をしておるわけではありませんが、現地を見させていただく中で、災害危険地域に指定をしておる地域で我慢をなささいということも問題であると思われまますし、いろんな活動する場合に一番いいのは体育館あるいは調理場ですか、そこでできればいいという思いはしなくはないんですが、やはりこれもいろんな問題があるという認識の中でこういう結論を委員会としても出したところであり、どのような形にこれからなるかということは地域の皆さん、あるいは執行部との話の中で進んでいくというように思うわけで、是非とも関係者の中にどういう理由で今の施設で十分であると言われたかわかりませんが、100%ではないとしても関係者の多くの皆さんが要望されていることを大事にして、そうした願いに答えていくということが議会といいますか、議決機関の大事な使命であるというように私は思います。是非ともそういう点では課題はいろいろとあろうと思いますが、議員の皆さん全員の理解で前に進んでいくことを願ってこの陳情の賛成討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。反対ではなく賛成討論ですか。

▼【向谷議員：「賛成です」】

○5番（向谷伸二） それでは賛成討論をさせていただきたいと思います。

いろいろご指摘をいただきました。その点について、多少意見を述べさせていただきます。

○議長（米重典子） 向谷議員、あくまでも賛成討論の立場でお願いします。

○5番（向谷伸二） そうです。確かに改修費用というものがかかっていたというのは事実でございます。その当時も新築移転という要望も出ておりましたが、できるだけ経費を抑えるという意味もありまして、改修で我慢していたという部分もございます。それに対応してきたわけですが、近年土砂災害危険区域に指定されたということで状況が変わったと。そこで自治センターでたいへ

ん多くの方が活動されておられます。もちろん土砂災害というだけの視点ではなくて、地震ということも考えておかなければなりません。

そうした場合、活動期間中にそういったことが発生した場合、土砂災害がそれによって引き起こされる危険性というのは十分にあるというふうに懸念される点でございます。

場所が非常に不便だというのは委員の方、皆さんにみていただいて、その辺ご理解いただいたと思います。そういった危険区域にあるということは、住民の方が命の危険にさらされているということにもなります。ですから非常に早い段階でやはり移転を考える必要があると。もちろんいろんな考え方はあるでしょうけれども、まず土台に挙げてもらって検討していく。そういったことがたいへん重要ではないかというふうに思います。

あと二分しているというような意見も出ましたけれども、

○議長（米重典子） 向谷議員、向谷議員、申し上げますが、これはあくまでも委員長報告に対する賛成討論であって、質疑ではございません。

○5番（向谷伸二） わかりました。すいません。そういった住民の多くの方の声も届いておりますので、是非、新築移転に賛成していただいて、早期に実現していただきますようお願い申し上げます。それで賛成討論とさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

令和2年 陳情第14号 「黒川自治センター移転新築要望書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、令和2年 陳情第14号 「黒川自治センター移転新築要望

書」 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第3 陳情第2号 町道本地広岡山線道路維持修繕工事の延伸について
(要望) を議題といたします。

本件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員会審査報告については、お手元に配布のとおりです。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（米重典子） 審査報告をお願いします。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） すいません、報告書をまちがえてきました。取り替えます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） たいへん失礼いたしました。報告用紙を取り違えました。改めて報告をいたします。

令和3年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

産業建設常任委員会審査報告

6月2日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和3年6月8日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道
米重典子
- 4 審査事項と結果

(1) 陳情第2号 町道本地広岡山線道路維持修繕工事の延伸について(要望)

陳情提出者 世羅町大字小谷 35

地区代表 堀 辰

陳情の趣旨 地域の生活道路である町道本地広岡山線について、令和2年度に施工された道路維持修繕工事の残りの区間について引き続き整備の実施を求めるご要望でございます。

審査の経過 甲山町時代の平成11年に町道認定されている路線である町道本地広岡山線の起点(町道本地本線)から終点(安楽防)まで177mの調査を行ったところでございます。令和2年度修繕済区間約83m(起点側)は急勾配であり、未修繕区間94m(終点側)は狭隘であるが道路勾配が比較的緩やかである。また、コンクリート舗装には大きな割れがあり、山側には道路側溝等ない状態で反対側の路肩がやせているところがあった。

委員の議論 令和2年度と同じような規模の道路維持修繕による整備方法でなく、路面など壊れた箇所のみを修繕していく考えであれば問題ないとの意見が出されたところでございます。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決したものでございます。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第2号 町道本地広岡山線道路維持修繕工事の延伸について(要望)の討論は、ありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第2号 町道本地広岡山線道路維持修繕工事の延伸について（要望）に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、陳情第2号 町道本地広岡山線道路維持修繕工事の延伸について（要望） は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第4 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（矢山 武） 去る9日に開きました総務文教常任委員会所管事務調査について報告をいたします。先ほどの付託を受けました陳情等の結果、いろいろとご意見等も出されたところではありますが、長時間に亘っての調査であって、要点のみを報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

令和3年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和3年6月9日（水） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場

3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、山田睦
浩（米重議長）

4 説明員 町長・副町長・総務課長・財政課長・企画課長・子育て支援課
長・福祉課長・商工観光課長・建設課長・教育長・学校教育課
長・社会教育課長

5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア．新築消防屯所（第3分団第2部）に関する調査

（ア）消防屯所統合後の現状と課題

令和2年度に第3分団第2部の1、2、3班を統合し、新築された消防屯所は、敷地2100㎡、用地費約2600万円、建築面積222㎡、工事費約5000万円とのことであります。

1班（昭和町15名ポンプ車1台）・2班（池田12名小型ポンプ車積載車1台）・3班（寺町16名小型ポンプ車積載車1台）が格納され、3つの班の詰所は併設され、計43名の団員が待機できる屯所であり、大田町のプレハブは撤去済みであり、世羅中央病院に隣接する昭和町の旧消防屯所は令和3年度に解体撤去の予定であるということでありました。

イ．世羅町防災センターに関する調査

（ア）避難所のコロナ対策

平成26年6月完成し運用してきた。令和2年度段ボールベッドを26台分置いているということでありました。保管には湿気対策と場所の確保が問題であるとの説明でありました。また、授乳や着替え用のプライベート空間に使用するテントも購入をされております。実施訓練が大切であり、避難所の開設がむずかしい場合の対応については、それぞれについて一定の考えを取りまとめているという事でありました。トイレについても自治センターと十分話をし、コロナの中で感染防止に努め、また備蓄等についても少ないのではないかという意見も出され、一定に増強を図っていく考えのようでありました。民間との協定による避難所についての検討については重要な課題であると認識をされておるようでありました。

（2）コロナ禍における避難所の在り方について

ア．避難施設での新型コロナ感染拡大防止対策について

段ボールベッド等かなりスペースが必要となるため、収容人員に限られる。多くの避難所、自治センターだけでは対応できないということで、小中学校の利用も考える必要もあるとのことでありました。避難所運営についてもこうした対応のために人員の確保が今まで以上に、多数の方の支援が必要で、職員だけでは限りがあり、また、ボランティアの対応にも限界があるようであります。町内のサポート要員の確保等について、委員から発言がありましたが、各種防災組織や協力いただける組織等への声掛け等も行われているようであります。平成30年の災害の経験から避難所運営は、かなり対応に苦慮する面が予想される。

(3) 基金残高と活用の考え方について

ア．長期間活用のない基金の有効活用

資料により、基金の状況説明があった。総務文教常任委員会資料をご覧くださいと思います。

イ．まちづくり振興基金の活用の考え方

まちづくり振興基金の16.6億円は、合併特例債で95%借り入れて造成した基金ですが、令和2年度に完済しており、取り崩すことができるような認識はあるようであります。取り崩しの条項がないのでむずかしいということでありました。ハード事業に活用する可能性はあるが、現在、利息をまちづくりの活動などに充てているということであり、活用の考えを一定に明らかにすべきであると思われれます。

(4) 空き家・定住対策状況について

ア．空き家バンク事業、体験住宅及び相談等の取り組み状況（直近3年間の各件数）

平成29年度以降増加傾向である。課税特例は慎重な取扱いが必要であり、登録について、納税通知書には空き家バンク登録のチラシを入れているということでありました。平成29年度から売買のみとし、10年間は定住をすることを条件にしている。十分な情報がないという声に対して登録された希望者には詳しくお知らせをしているということでありました。

イ．空き家等への定住の成果

実績として平成 29 年度以降 58 件で 132 人の移住者であるということでありました。

(5) 令和 3 年度入札発注工事（250 万円以上）の契約・進捗状況及び発注予定について

入札発注工事一覧により、総務課 1 件、財政課 1 件、子育て支援課 1 件及び社会教育課 3 件の調査を行った。

(6) 生活保護受給が必要な方への早期支給について

ア. 扶養照会及び生活状況調査の状況

扶養照会の壁が低くなったと言われる中、照会免除の対応は一定にしているということである。生活実態を把握し、支給を行っていくということであるが、本町においては生活改善の方が数人おられ生活保護については 4 月以後 2 件ということでありました。

(7) 「生理の貧困」対策について

ア. 町での実態把握状況

声は聞いていないが、デリケートな部分もあり十分把握していない。生理用品の無償提供が三原市、三次市で行われており、本町でも困った方に届く取り組みをしたいという考えのようであります。交付金の活用や学校とも連携し、取り組みを進めたい。

イ. 地域女性活躍推進交付金の活用状況及び今後の取り組み

県内では希望が出ていないようではありますが、情報を収集して取り組みを考えたいということでありました。

(8) 小中学校における防災教育と防災訓練について

ア. 大規模災害（地震・風水害）に対応した防災教育及び訓練の取り組み状況

防災士の方から保護者・児童・教職員が一体的に避難に避難訓練を行う例があるようであります。地域と一体で防災を考えていく。また防災教育・訓練は地域との協力や心の教育の面から今後指導の充実をしたいということでありました。

(9) 学校統合時に計画された施設整備の実施状況について

ア. 学校給食センター、世羅小学校（グラウンド暗渠排水、フェンス修繕）等

給食センター検討委員会は 3 回開催し、施設の状況や給食センター長から

施設の説明を聞くなどして、今後のスケジュールの確認をされたようであります。下水処理等については、ハード面の人材も委員の中に入れるということが必要ではという提案に対して、考えていきたいということでありました。残る整備については早期実現に向け努力をするということでありました。

(10) G I G A スクール構想の取り組み状況について

ア. I C T 環境の整備と運用状況

児童・生徒が自宅学習する際に有害なサイトへのアクセス対策をしたうえでのスムーズに勉強できる方法についての質疑などがされ、セキュリティ面の確保については各端末自体で有害サイトにつながらないように起動させる度にソフト自体は自動アップデートされるという説明でありました。また使う側のモラルも必要であり、ガイドライン等に基づき児童・生徒・保護者にも周知をしておられます。

3 その他（令和3年度行政視察について）

行政視察先として、前回の定例会でも似たような形で終わったわけですが、引き続きこれらの検討、コロナの関係もありますので慎重に視察先の受け入れ状況等も加味して決定する必要があると考えられるところであり、前回の予定地、「四万十町」と「梶原町」の移住定住対策、人口対策に加え、自治活動の取り組み等を視察をしたらという発言もあり、今後の状況を、受け入れ先の調整等も考えながら10月頃を目安に検討をするという方向にしたところであります。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第5 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲） 産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和3年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和3年6月8日（火） 午前9時00分開議

2 開会場所 世羅町議会 議場

3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道
米重典子

4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 陳情第2号に関する現地調査及び執行部の考え方について

(ア) 陳情第2号「町道本地広岡山線道路維持修繕工事の延伸について（要望）」

町の説明では、昨年度は急カーブで急勾配の道路を少し見通し良くし、勾配もやや緩やかにする工事を行った。カーブのカットによる法面の補強と路盤の切下げによる路側の補強が主な工事であるとのことでございます。

今回のご要望は、残りの94m区間の路盤の亀裂補修、路面排水及び路肩の補強など、通常の維持修繕工事の範囲内でご要望に応えたいとの説明がございました。

イ 西大田地区土地改良事業執行予定箇所について

(ア) 事業予定地及び今後の執行計画の確認

当該計画は、平成30年・令和元年の2度、執行部と共に政府及び農林水産省へ食と農業・農村の未来を次世代に引き継いでいく新たな取り組みの支援並びに農業農村整備関係予算の確保など、提案要望を行ったものでございます。現地では事業主体の県及び西大田土地改良区から事業に係る詳細な説明を受けたところでございます。

事業概要は総事業費10億2800万円、出来高農用地43ha、事業期間は令和2年度から令和7年度まで、一区画面積が1ha以上の割合が75%と大区画化や水田の汎用化が図られ、水田を活用した高収益作物の導入を進めるなど、農業の競争力強化と継続的な発展を目指している旨の説明がございました。

(2) 令和3年度入札発注工事（250万円以上）の契約・進捗状況及び発注予定について

発注工事及び発注予定一覧により、建設課35件、産業振興課8件、上下水道課11件、町民課1件の調査を行ったところでございます。

(3) 2020農業センサスから見える世羅町の農業の実態について

農家戸数と農業従事者及び経営規模の推移では、2005年（平成17年）と比較すると総農家戸数は4割減となっております。販売農家数は5割減、販売金額300万円未満は約5割減、逆に300万円以上は約7割増となっております。特に1億円以上が20経営体と増加しております。

法人化された農業経営体数の推移では、同様に農業経営体数では5割弱減、法人化が約2倍になり、半数を農事組合法人が占めているところでございます。

委員から、法人は増えているが、経営がむずかしい法人が増え、高齢化が進んでいる。もう時間が限られており、どうやれば今後の農業を守っていけるのか真剣に考えてもらいたい。との意見が出されたところでございます。

(4) 令和3年度事業執行計画について

建設課から町道小草縦木線外7件の事業箇所及び事業概要の説明がございました。令和3年度新規着手は、町道早山線、町道国久線、町道末常沖線の3路線で、他の5路線は継続事業であるとの説明がございました。

(5) 宇津戸臭気問題に係る改善勧告の進捗状況について

改善計画と実施状況の確認及び今後の施工計画は、① 第4牧場の今年度の事業は肥育舎2号棟、出荷係留所解体・移設、離乳舎5号棟建設、離乳舎6号棟建設、種豚舎5号棟建設は変更の申し出中、② 第3牧場は豚舎等の施設改善の計画は出されていない。③ その他として、2月以降の主な事業説明では、5月31日に変更計画案を不受理、再検討を指示した旨の説明がございました。また、参考として、5月7日の臭気測定結果が示され、小野養鶏2番を除き、基準値15をいずれも超過した説明がございました。

委員から、「令和2年度の改善計画ができていないことを、なぜ指導しなかったのか。また、何も指導しないことは容認につながる。緊張感を持って取り組んでもらいたい。」との問いに、「結果的にコロナが終息せず、年度内計画ができなかった。業者から変更したいという点については、しっかりと中身を見極める上で、1回目の協議は容認できないとしている。」また、「臭気指数をみると昨年よりひどくなっている。第4牧場も全然改善されていない、第4牧場の改善計画を第3牧場に変える理由にはならない。業者に対して緊張感を与えなければいけない。また、第4牧場の頭数を減らすしかない、指導すべきではないか。」との問いに、「今年度20という数値が測定された。6月期の数値を見て検討したい。また、計画の進捗状況については、悪臭防止法第20条に基づいた報告書を求めることにしている。他の施設へ豚を移す預託ができなかったが、8月頃から預託が可能と聞いている。合わせて頭数削減も事業者から出ている。」このような説明がございました。

(6) 商工業緊急支援（Pay Payポイント還元）事業の執行状況について

Pay Payポイントの付与総額は、1億1110万円、プロモーション費用61万円であります。業種ごとの内訳は、サービス286万円、飲食556万円、各種小売1億174万円、娯楽94万円の実績となったところでございます。予算

に対しては 86%の利用があったが、広島県に緊急事態宣言が発令され、5月21日で終了したとの説明でございます。

委員から、「世羅町の消費喚起につながったのか。近隣市町の来客で賑わったが付与されたポイントが世羅町で使ってもらえると考えているのか。町民から疑問の声を聞く、町に何か恩恵があるのか。」との問いに、「地域別の利用者数は、地域内の利用者が 217%増、地域外の利用者が 145%増加した。ポイント還元はあくまで呼び水になり、町内の消費拡大につながったものと考えている。」また、「商工会からの提出された文書の内容は。また、消費拡大につながる事業は必要だが、中身をしっかり考えてもらいたい。」との問いに、「内容は、お礼、気づき、要望の3点である。気づきと要望では、本来還元を受けられるべき町民へメリットが行き渡らないとの指摘や町内に本店がある業者のみにしてほしいというものでございます。次の内容については、事業内容、付与率などなど、キャッシュレス決済、P a y P a yに限らずどういう形がよいのか。今後検討したい。」との説明がございました。

(7) せら香遊ランドの新指定管理者の経営状況について

利用者数の4月の対前年比較は、631人（約46%）増加、5月は1,423人（約195%）増加している説明がございました。

委員から、「緊急事態宣言がどうなるかで落ち込みが心配される。事業者からの声はどうか。」との問いに、「自社のアイデアで取り組まれている。レストランの準備や宿泊の増加に期待をされている。」また、「新しい指定管理者の取り組み姿勢の評価は。」との問いに、「経営者、支配人共に、前向きな姿勢を感じており、意思を共有しながら進めたい。」との説明がございました。

6 その他

令和3年度行政視察について

前回の委員会で、徳島県に於いてサテライトオフィスやバイオマス事業の調査が提案され、候補地の選定を次回の委員会で提案することとなったところでございます。これを受けて、徳島県でのサテライトオフィスの先進地として三好市と神山町を、バイオマス事業については行程上むずかしいことから、次回

の行政視察で検討することを提案し、決定したところでございます。

委員から、「観光振興の調査を加えてほしい。」という意見があり、調査内容に加えることとしたところでございます。

調査時期は10月ごろを決定していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、もう少し時間を置いて調整したいので、次回の委員会に報告することを決定したところでございます。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子）以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

○4番（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子）4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武）（7）のせら香遊ランドの経営状況についてですが、前年度に比較したら利用が増えているということですが、安定経営ができるのか非常に不安な面もあるんですが、前向きな姿勢を感じており云々と評価をされておるようですが、維持管理費も一定にかかる施設なのでそういう点ではこれらの経営が安定的に運営されるというか、非常に重要な点ではないかと思うんですが、こうした点についてどのような新しい指定管理者について委員会として感じておられるか、お尋ねをいたします。

○産業建設常任委員長（藤井照憲）（挙手）

○議長（米重典子）産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤井照憲）新しい指定管理者が指定管理施設の管理をはじめてまだ3か月、今日では経っておりますが、この2か月間、この調査については非常に良好なスタートを切っておられるという説明の資料の提出をいただいたところでございます。この報告書にございますように、経営者、または社員、これらの方がどのようなイメージで事業されているかっていう点につきましては、報告書のとおり非常に前向きであり、意思を共有しながら進めたいということがございました。これらについては八田原のキャンプ場の経営等、これらの成果、また自社でかかえているユーザー、これらの期待が大きかったものと考えております。どのような意見も出されております。

○議長（米重典子）ほかに質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第 6 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） （議会改革調査特別委員長報告）

令和 3 年 6 月 14 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告
します。

【閉会中の調査】

1. 開会日時 令和 3 年 4 月 21 日（水） 午前 11 時 30 分開議
2. 場 所 世羅町議会 議場
3. 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭
久保正道、（米重議長）

4. 調査事項

(1) デジタル化推進小委員会の閉会中の継続調査について

議会改革調査特別委員会の調査項目のうち、小委員会へ付託されている
「タブレット端末の導入に向けた先行調査について」継続調査事項とするこ
とを決定いたしました。

(2) デジタル化推進に関する行政視察について

小委員会からの報告によりタブレット端末導入に向けた調査として、先進

事例である広島県議会においてタブレット端末導入の経緯と成果について視察の提案があり、議会改革調査特別委員会において、全委員を対象として、4月27日（火）午前10時から行うことを確認した。

【開会中の調査】

1. 開会日時 令和3年6月10日（木） 午前10時00分開議
2. 場 所 世羅町議会 議場
3. 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭
久保正道、（米重議長）

4. 調査事項

（1）議会報告会について

令和3年度の議会報告会は、新型コロナウイルス感染症の収束がみえない中ではありますが、10月中旬から11月の日曜日の午前中実施の日程を基本とし、9月の定例会の本委員会で決定することといたしました。

（2）デジタル化推進小委員会の報告（4月21日開会）

町全体のデジタル化を念頭に調査を進めたいので、小委員会としてではなく特別委員会を立ち上げたい旨の報告がございました。

議会改革調査特別委員会として、小委員会を廃止することに決定した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第7 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 光ファイバ網整備調査特別委員長

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

令和3年6月14日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【閉会中の調査】

第1. 開会日時 令和3年4月21日（水） 午前9時00分開議

第2. 場 所 世羅町議会 議場

第3. 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭
久保正道、（米重議長）

第4. 説明員 町長、副町長、企画課長

第5. 調査事項

1. 光ファイバ網整備の進捗状況について（資料により説明）

令和3年第1回定例会（3月10日）以降の事業の進捗状況について報告を受け、質疑を行いました。

（進捗状況）

3月15日 情報通信基盤整備工事 仮契約締結 請負金額：17億7100万円

（税込）

請負者：(株)NTTフィールドテクノ 中国支店

3月18日 情報通信基盤整備工事 工事請負契約締結 議案提出（原案可決）

3月29日 国の無線システム普及支援事業費等補助金 翌債承認の通知

3月31日 情報通信基盤整備工事 変更契約締結

工期変更（令和4年3月18日まで工期延長）

4月6日 工事関係者初回協議（世羅町、請負者、施工監理者、保守業者）
役割分担、全体の工程確認、課題の共有化

4月9日 I R U契約に関する協議 企画課及び三原テレビ放送(株)

2. 光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約（IRU契約）の協議状況

現状の追加賃借料は、最終利益から1000万円を引き、残額の1/2を乗じた金額を世羅町へ納付されている。

三原テレビ放送㈱と交渉を重ねている状況の報告があり、最終見直し案については、令和4年度からのIRU契約の計算方式を最終利益から500万円を引き、残額の2/3を乗じた金額を世羅町へ納付するように改めるものでございます。

更新改修費用は、20年間で1.9億円見込みであるが、追加賃借料のみでの対応はできない。ただし、更新改修に過疎対策事業債が対象となり、交付税措置が見込まれ、町の実質的な負担を3割程度に抑えられる。この3割部分の積み立ては可能と考える。

ケーブルテレビの加入者を増やすためにもテレビの基本料金が下げられないかについては、三原テレビ放送㈱のサービス提供は世羅町のみだけでなく、三原市内でも提供されているので全体を見据える中で料金の見直しは考える必要がある。町としては、町民の負担軽減に努めたい。

今回のIRU契約は、残り8年ある中、職員は異動があるため、記録簿、協議録を残すことで今回のIRU契約の終期まできちんと担保されないといけない。細心の留意を持って努めたい。

光ファイバ網整備が最終目標ではなく、町民の利益、暮らしの向上というところが町としても大きな目標・使命なので、そこにつながるひとつの方策として、デジタル化があると位置付けている。そうした視点に基づき、今後も取り組みを進めてまいりたい。

【閉会中の調査】

第1. 開会日時 令和3年5月7日（金） 午前9時00分開議

第2. 場 所 世羅町議会 議場

第3. 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上本 剛、矢山 武、向谷伸二
田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道
(米重議長)

(欠席：上羽場幸男)

第4. 説明員 町長、企画課長

第5. 調査事項

1. 資料要求項目の説明及び質疑について

(1) 料金設定の根拠及び考え方、見直し案及び最終見直し案の積算根拠、追加賃借料の見直しに関する計算方式について

令和4年度からのIRU契約の計算方式を最終利益から500万円を引き、残額の2/3を乗じた金額を世羅町へ納付するとした具体的な積算根拠はなく三原テレビ放送㈱との協議の中で、町としては更新改修費をできるだけ積み立てるための見直しであることを主張し、協議したものでございます。

実際の最終利益に著しい増減があった場合は、追加賃借料の見直しの協議ができることで三原テレビ放送㈱に了承していただいている。

更新改修の今後20年間の予想経費を1.9億円見込んでいる。過疎債で3割程度の町負担となるが、過疎債が20年間維持されるのか。また、町としても過疎からの脱却を目指して取り組み進めている。10年間で過疎債の活用を考えた場合、年間650万円の積立が必要である。この額を基準としてこれに近いか超える額の積立が可能となるような追加賃借料を基本に今回交渉にあたった。それを大幅に超える場合は、町民への還元という視点で利用料引下げ等を考えていきたい。また、不測の事態にも備えることも必要である。

(2) 令和4年度に新規加入者を見込まない場合の利益減の積算根拠について

サービス利用者の契約内容の変更意向の推測はむずかしい状況である。他の民間事業者のサービス利用状況も把握できない中、追加賃借料のシミュレーションを①現状のままの加入者で移行した場合、②512Kの単純減及び10Mプラン以上の各プランから10%の加入者が上位プランに移行した場合、新規加入者を想定する場合の2パターンで説明を受け、質疑を行った。

追加賃借料は、シミュレーション①では約47万7000円、②は、602万3000円で、その差額は約550万円であり、②が多いものでございます。

【開会中の調査】

第1. 開会日時 令和3年6月10日(木) 午前9時00分開議

第2. 場 所 世羅町議会 議場

第3. 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭
久保正道、(米重議長)

第4. 説明員 町長、副町長、企画課長

第5. 調査事項

1. 光ファイバ網整備の進捗状況について

令和3年5月末現在の工事の進捗率2%、現在の工事の進捗状況の主なものは、電柱調査についてはほぼ完了、線路工事に支障となる雑木等の物件調査を甲山・世羅エリアで完了した。伐採総延長4.6km、箇所数は284箇所、今後地権者へ了解を得るため、土地所有者の調査を実施し、了解を頂くよう説明を行う。世羅西エリアは現在調査中、近日中の完了見込み。世羅西エリアのサブセンターの放送局舎の建設工事は姿図の作成が完了し、7月以降に工事着手予定でございます。

(質疑) 業者の提出している工程計画表での5月末2%の進捗状況はどういう位置付けか。また、令和4年2月末までの計画の説明を願う。

(説明) 提出された工程計画表によると、5月末時点で3.8%に対し、現在1.9%を切り上げて2%である。7月段階では計画15.1%、10月末45.2%、令和4年2月末でほぼ完了見込み。また、工事の進捗状況表では、8月末22.3%、11月末58.1%、令和4年2月末94.5%の計画である。

町民に対する説明会を計画していたが、コロナ禍で開催困難である。広報紙を配付し確認いただくことで、内容について理解をいただきたいと考えている。対象者へ6月下旬を目途に郵送する。

(質疑応答)

既存の加入者での同軸ケーブルから光ケーブルへの交換は各家庭の負担は基本的にはない。新規の場合は、配線の延長距離等の状況により追加料金が発生する可能性はある。その場合の額は状況による。

高齢者に意図が伝わるように、小さい文字は大きくする等、伝えたい事項についての説明の工夫については、説明会の開催が困難である分、広報という紙媒体、ケーブルテレビでの動画により説明を分かりやすく伝えたい。

「IP電話の説明部分が分かり難い。IP電話は、NTT電話回線より使用料が安価で、その利点の周知が進むと利用者の増加が見込まれる。詳しい周知説明を求める。加入率も大事になってくる。町も積極的に取り組んでいただきたい。」については、わかりやすく、伝わりやすくを基本に周知に努める。資料は三原テレビが考えて作成しており、広報紙、ケーブルテレビを通じて理解を深めていただく取り組みを進めたい。

ケーブルテレビの動画配信の際の、聴覚障害者への配慮した対応については、重要な点の指摘と考える。できるだけ配慮した周知に努め、加入率向上、加入促進は重要と認識しており、しっかりと取り組む。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第2回世羅町議会定例会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 12時13分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員